

海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の見直し案について

検討会における技術的助言等を踏まえ、今般の全窒素、全りんに係る暫定排水基準の見直し案（平成30年10月1日から5年間適用。ただし、天然ガス鉱業については3年間適用。）を以下のとおりとすることが適当と考えられる。

① 鉱工業分野

対象業種	基準案（単位：mg/L）	
	許容限度	日間平均
天然ガス鉱業	変更なし（160）	変更なし（150）
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,250 → 4,100	3,500 → 3,100
酸化コバルト製造業	400 → 300	120 → 100

② 畜産分野

〈対象業種〉畜産農業（豚房施設（面積が50 m²以上）を設置するもの等）

〈基準案〉

全窒素：暫定排水基準を改定

（許容限度；170 mg/L → 130 mg/L、日間平均；140 mg/L → 110 mg/L）

全りん：暫定排水基準を改定

（許容限度；25 mg/L → 22 mg/L、日間平均；20 mg/L → 18 mg/L）

<全窒素>

(単位: mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成 25～30 年)		見直し (案)		期間
		基準値				
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
窒素	天然ガス鉱業	160	150	160	150	平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 33 年 9 月 30 日
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。)	170	140	130	110	平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 35 年 9 月 30 日
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4, 250	3, 500	4, 100	3, 100	
	酸化コバルト製造業	400	120	300	100	

<全りん>

(単位: mg/L)

	業種その他の区分	現行 (平成 25～30 年)		見直し (案)		期間
		基準値				
		許容 限度	日間 平均	許容 限度	日間 平均	
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限る。)	25	20	22	18	平成 30 年 10 月 1 日～ 平成 35 年 9 月 30 日